

令和 7 年度周防大島町 POS レジ導入業務仕様書

令和 7 年 7 月

周防大島町 総務部 政策企画課

令和 7 年度周防大島町 POS レジ導入業務仕様書

1. 業務名

令和 7 年度周防大島町キャッシュレス決済機能付き対面式 POS レジ導入業務

2. 業務目的

キャッシュレス決済機能を備えた POS レジ（以下、「POS レジ」という。）を導入することで、町民の利便性の向上及び公金の取扱事務の効率化を図る。

3. 業務内容

- (1) POS レジの導入に必要な機器の調達、設置及び初期設定業務
- (2) 導入サポート業務
- (3) POS レジの運用保守業務

4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5. 設置場所及び台数

施設名	所在地	設置箇所	台数
役場大島庁舎	大字小松 126 番地 2	1 階 総合支所窓口	1 台
役場久賀庁舎	大字久賀 5134 番地	1 階 総合支所窓口	1 台

6. 機器要件

- (1) 導入する機器はすべて新品未使用であること。
- (2) 導入する POS レジは、POS レジ端末、自動釣銭機、キャッシュレス決済端末、レシートプリンタ、その他周辺機器・付属品等で構成され「7. 機能要件」を満たすために必要な機器で構成するものとする。
- (3) 導入する機器は一体である必要は無く、機器をそれぞれ有線・無線に関わらず接続して連携することにより要件を満たすこと。
- (4) 導入する機器は町に帰属し、本業務の委託料に含むこと。

7. 機能要件

(1) POSレジ機能

- ① 職員側の画面において、取り扱う手数料種別や帳票名等の項目名を設定できるボタンを有し、金額や名称等の内容を容易に変更できること。
- ② 職員側と支払者側の双方にタッチパネルディスプレイを有し、タッチパネルディスプレイには支払額、預かり金額、釣銭等が表示されること。
- ③ 町が発行する納付書に出力するバーコード（一般財団法人流通システム開発センターが定めた「標準料金代理収納ガイドライン」に準ずるもの）を読み込むことができること。また、支払期限日を超過している納付書の場合は警告をする機能を有すること。
- ④ ディスプレイの表示部分のサイズは、町職員側は15インチ以上、支払者側は10インチ以上であること。
- ⑤ 自動釣銭機と連携し、保有している金種別金額を職員操作用ディスプレイで確認できること。
- ⑥ 現金のほかキャッシュレス決済端末と連携し、キャッシュレス決済による資金決済が可能であること。
- ⑦ 手数料等の種別毎にキャッシュレス決済の可否を設定できること。キャッシュレス決済を不可とした種別が会計に含まれている場合に、キャッシュレス決済を選択できないよう制御できること。
- ⑧ 通信障害時を想定し、オフラインでも現金会計の処理ができること。
- ⑨ 設置場所、手数料等の種類、決済種別、金額、決済年月日時間等の情報を備えた資金決済毎の資金決済明細データを収集及び記録し、各種集計やデータの蓄積機能を備えたPOSシステムを有すること。
- ⑩ 2種類以上の手数料等を一度に資金決済している場合は手数料等毎に金額が確認できること。
- ⑪ 集計されたデータは、POSレジ設置場所ごとに手数料等の種類、決済種別などの区分で集計が可能でありCSVファイルで出力が可能であること。
- ⑫ 集計データを参照できるインターネットを利用したクラウドサービスを提供すること。
- ⑬ 一日の業務を締めるための精算機能を有すること。
- ⑭ 当日の精算データについて、手数料等の種類、及び決済種別ごとの件数合計金額等をレシートに印刷する事ができ、CSVデータでも出力可能であること。
- ⑮ 決済手段に関わらずレシート発行ができること。また、決済手段により「領収書」又は「利用明細書」等の変更が可能であること。
- ⑯ レシートには手数料等の種類、決済金額のほかPOSシステムに蓄積するデータと紐付けるための番号やバーコード等の印字が可能であること。また当該情報を用いて返金処理が可能であること。

(2) 自動釣銭機機能

- ① 最大収納容量は、一万円紙幣100枚以上、五千円紙幣50枚以上、千円紙幣200枚以上、五百円硬貨100枚以上、百円硬貨150枚以上、五十円硬貨100枚以上、十円硬貨150枚以

上、五円硬貨 100 枚以上、1 円硬貨 150 枚以上であること。

- ② 現在流通している日本紙幣及び貨幣に対応できること。
- ③ 入出金情報や現金残高情報について POS レジと連携できること。
- ④ 硬貨・紙幣の補充や両替作業が容易に行えること。

(3) キャッシュレス決済端末機能

- ① 以下に示すキャッシュレス決済のブランドに対応すること。以下の他に対応している決済ブランドがある場合は明示すること。
 - 1. クレジットカード
V I S A、M a s t e r c a r d、J C B
 - 2. コード決済
P a y P a y、楽天ペイ、d 払い、a u P a y
 - 3. 電子マネー
交通系 I C、楽天 E d y、WAON、n a n a c o、i D、Q U I C P a y
- ② POS レジ端末と連動可能か一体化しており、金額の二度打ちが発生しないこと。
- ③ 必要に応じて認証情報やカード番号等、決済に関連する通信は暗号化することなど当該業務に相応しい情報セキュリティ技術を有していること。
- ④ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、与信確認が即時に可能であること又はカード決済承認番号が即時取得可能であること。

8. 非機能要件

- (1) POS レジおよびキャッシュレス決済端末は町のインターネット回線による通信とし、通信に必要な設定等について協議すること。
- (2) 年間のシステム稼働率は 99.9% を目標とすること。
$$\text{稼働率} = (\text{窓口開設時間} - \text{計画停止時間} - \text{計画停止以外の停止時間}) / (\text{窓口開設時間} - \text{計画停止時間}) \times 100(\%)$$
- (3) POS システムの操作やアクセスに関するログを取得し、一定期間保管すること。

9. 指定納付受託者について

- (1) 本町は、本業務で導入したキャッシュレス決済端末の利用開始に合わせて、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に定める指定納付受託者を指定する。企画提案において指定納付受託事務が可能な事業者を 1 社提案すること（提案者と指定納付受託事務を行う者が異なる場合は事前に事業者間で調整の上で提案すること）。
- (2) 納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」であること。
- (3) キャッシュレス決済の立替金については、原則、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日までに町の指定する口座に振り込むこと。なお、入金の際の振込手数料は、受託者の負担とする。
- (4) 立替金は、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払い方法を問わず、一括で納付

すること。その際、使用料等の振込金額と収納情報の収納額が一致していること（立替金と決済手数料を相殺しての納付ではないこと）。

- （５） 各月ごとの立替金の内訳明細（端末ごと）及び決済手数料等の明細等を、原則、入金予定日の１４日前までに発行し、データにより確認できるようにすること。
- （６） キャッシュレス決済に係る指定納付受託者への決済手数料の支払は、毎月の請求書により支払うものとする。また、決済手数料の振込は、クレジットカード等の支払方法の種類を問わず、原則として月１回とする。

１０． POS レジ保守について

- （１） 導入後の調達した機器について、ソフトウェアを含めた保守管理を行うこと。
- （２） 設置後の機器のトラブルや操作方法の問合せ等のヘルプサポートの体制を整備すること。特に端末機の障害については速やかに対応できるサポート体制を整備すること。
- （３） POS システムのバージョンアップや画面構成の変更等を行う場合には、事前に町に連絡すること。また、作業等はキャッシュレス端末の運用に支障がないよう実施すること。

１１． POS レジの設置作業について

- （１） POS レジの設置作業は受注者が行うこと。また、設置方法や作業日時については町と受託者で協議のうえ決定すること。
- （２） 導入時は設定内容について町と協議し、端末機器類の初期設定並びに動作確認を行ったうえで町に引き渡すこと。

１２． 導入サポートについて

- （１） 運用開始前に、職員に対し実機を用いた機器操作研修を行うこと。実施スケジュール及び実施方法は、町と受託者で協議のうえ決定すること。
- （２） POS レジ、自動釣銭機、キャッシュレス決済端末の操作マニュアルを提供すること。

１３． セキュリティ対策

- （１） 事業者は、システムで取り扱う情報を保護するため、セキュリティ対策を万全にすること。
- （２） POS システムは、データ暗号化、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、公金収納データの破損対策を講ずること。
- （３） クレジットカード情報及び取引情報保護のため、PCI DSS の現行基準に準拠すること。
- （４） 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

１４． 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年周防大島町条例第１２号）、周防大島町セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

15. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては町と適宜協議を行い、業務の円滑な進捗に努めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、町と受託者が協議の上、解決するものとする。

本事業に関する窓口

周防大島町総務部政策企画課 DX 推進班

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町小松 126 番地 2

電話番号 0820-74-1007 FAX 番号 0820-74-1015

電子メール seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp